



令和3年度

交流促進パワーアップ事業

(地域づくり活動応援事業)

助成のご案内



(募集期間)

第3期: 令和3年7月21日(水)～8月20日(金)

魅力ある地域づくりを目指して、地域団体が地域社会の共同利益の実現や地域の活性化に向けて主体的に取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。

こころ豊かな美しい丹波地域推進会議
丹波県民局

1 助成の要件

(1) 対象団体・・・丹波地域を活動基盤としている地域団体

対象団体は、地域団体の単位組織、連合組織（校区、市、県民局ブロック等）及び地域団体が各種団体とともに作る実行委員会組織（NPO等との合同実行委員会等）とします。

地域団体とは

自治会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、愛育会、いずみ会など「こころ豊かな美しい丹波地域推進会議」の構成団体のほか、まちづくり協議会、自治協議会、自主防災組織、環境保全活動など団体のことをいいます。要件は以下のとおりです。

- ア 丹波地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入ができること。
- エ 規約や代表者を定めていること。

(2) 対象事業

ア 地域社会の共同利益の実現や地域の活性化に向けて、対象団体が1つ以上の地域団体と協働して主体的に取り組む**新規又は拡大事業**で、事業の継続や発展が将来的に認められるもの。既存の事業に新たな取り組みを加えた事業も対象事業として認めます。

イ 次の基準全てに該当し内容が優れたもの

- ① 地域団体の企画力の強化、情報・ネットワーク機能の強化又は組織基盤・事務局機能の強化のための新しい取り組みであること。
- ② 他の地域団体のモデルとなる取り組みであること。
- ③ 地域社会の共同利益の実現や地域の活性化につながる取り組みであること。

ウ 同一年度内に1団体につき1事業のみを対象とします。

(3) 対象外事業

- ア 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業
- イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ウ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- エ 毎年など定期的に実施されている又は実施されていた事業
- オ 単なる備品購入、施設整備で完結する事業
- カ 県から他の助成金を受けている事業

(4) 助成経費の対象になる事業の実施期間

期	事業開始日	事業完了日
第3期	令和3年9月1日以降	令和4年3月31日まで

2 助成内容、金額

(1) 助成金額

50万円以内（千円単位）。

過去5年間の助成回数に応じ、助成対象経費に対する助成率を定めています。

初回、2回目	2/3以内
3回目以降	1/2以内

※ また、審査結果及び予算により減額をする場合があります。

(2) 助成対象経費

活動に必要な経費の一部を助成します。対象経費の詳細は4ページをご参照ください。

3 助成の決定

(1) 決定方法 書類審査、及び「地域づくり活動支援会議」による公開審査を経て助成団体及び助成金額等を決定します。

(2) 公開審査 令和3年9月12日(日) 詳細は、後日申請団体に連絡します。

※書類審査通過団体は、公開審査に出席していただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、公開審査を取り止め、「地域づくり活動支援会議」の審査員による書面審査に変更することがあります。

(3) 審査基準

ア 地域課題を的確に認識し、その課題解決（共同利益の実現）につながるか。

イ 事業内容に新しい工夫が見られ、他の地域団体のモデルとなるか。地域への効果は大きいか。

ウ 他の地域団体との協働、構成員の役務の提供等で汗をかくなど、多くの地域住民等が関わりを持っているか。

エ 事業計画上ソフト事業のウエイトが高いか。予算の積算、自己資金は適正か。次年度以降の展開可能性が期待できるか。

オ 地域の活性化につながる取り組みであるか。

4 申請方法

(1) 募集期間 第3期：令和3年7月21日(水)～8月20日(金)

- ・助成金申請書（様式第1号）を期間内に、こころ豊かな美しい丹波地域推進会議事務局までお持ちください。 ※郵送、電子メールによる申請は受け付けません。
- ・受付時に資料の確認、聞き取りを行いますので、事業内容等を説明できる方がお越しくください。
- ・混雑を避け、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必ず予約をしてください。
- ・内容の修正をお願いする場合がありますので、期限に余裕を持って早めの提出をお願いします。

【連絡先】こころ豊かな美しい丹波地域推進会議

事務局：丹波県民局県民交流室県民課（丹波の森公苑内） TEL 0795-73-0690

(2) 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

（休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日））



5 実績報告と支払

(1) 実績報告書(様式第5号)の提出

事業完了後14日以内、または令和4年4月10日(日)のいずれか早い日までに提出してください。

※ 添付書類：実施報告書、収支決算書、領収書(経費及び内訳が確認できるもの)、写真、記事、チラシ等印刷物

※ 提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

(2) 助成金の支払い

実施報告書を精査のうえ、助成金額を確定し、助成金請求書(様式第6号)に基づき指定口座へ助成金を振り込みます。なお、申請者と異なる名義の口座を指定する場合は、委任状(様式第7号)を提出してください。

(3) 概算払い

事業の一部が終了した場合、又は事業が実施されることが確実と認められる場合、**助成額の1/2を限度**として助成金概算払請求書(様式第8号)に基づき概算払いを行います。

※ 添付書類：事業に要した経費及び内訳を確認できる書類(領収書、請求書等)



6 その他

(1) 事業計画の見直し、報告会(令和4年2~3月頃)

- ・ 助成金交付のお知らせを受けて、事業内容の見直しを行う場合は変更後の実施計画書(様式第4号)をお知らせを受けてから18日以内に提出してください。
- ・ 助成決定を受けた団体は、報告会等で取り組み内容や成果を報告いただきます。

(2) ホームページ等での紹介

助成事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、実績報告書の内容を県民局ホームページや事例集等で紹介させていただくことがあります。

(3) 印刷物、ホームページ等の作成にあたって

印刷物、ホームページ等の作成にあたっては、「交流促進パワーアップ事業」の助成を受けて実施している旨を明記してください。

(4) 申請書の作成方法について

下記のホームページで申請書の様式を入手し、できる限りパソコン等を使って作成してください。

なお、申請書用紙の配付をご希望の場合は、下記「お問い合わせ・申請書提出先」までご連絡ください。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/area/tanba/index.html> →丹波県民局ホームページです。

令和3年度交流促進パワーアップ事業の助成対象経費・対象外経費

(1) 助成対象経費 (例示)

・謝金・旅費	講師・司会・一時保育・手話・要約筆記等の謝金・旅費
・印刷費	冊子、募集チラシ、会議資料
・需用費	書籍、文具、現像代、活動資材、事業目的遂行に必要な食材費
・役務費	郵送・郵券代、電話・FAX代、振込手数料
・保険料	ボランティア保険（申請団体の構成員に係るものは対象外経費）
・委託料等	会場設営など専門業者に発注する代金（活動の大半を占めるものは対象外）
・使用料	会場使用料、機器レンタル・リース料
・その他	審査で必要と認められるもの

(2) 対象外経費 (例示)

・謝金・旅費	申請団体の構成員への謝金・旅費
・食料費	会議等での弁当・食事・お茶・お酒
・需用費	イベントの記念品・参加賞、販売物の仕入れ材料費
・備品	概ね1年以上使用に耐え、かつ購入価格が10万円以上のもの
・使用料	申請団体の構成員が所有する草刈り機・軽トラ等の労務や物品提供に係る使用料
・その他	領収書がない等、使途が不明な経費

助成事業のイメージ

◆身近な課題から広域的な課題まで、さまざまな事業展開が考えられます。

○都市との交流を深め、丹波地域の田舎暮らしを推進する

- (例)
- ・都市住民との交流会の開催や、農作業体験等による丹波地域の魅力発信、田舎暮らしのPR等をする。
 - ・都市部の大学生を地域に呼び込み、人手のない田畑の管理や収穫などの作業を地元住民と連携して行う仕組みをつくる。



○地域ぐるみで子育て支援に取り組む。

- (例)
- ・地域の大人やお年寄りが子ども達に昔遊びを教えたり三世代が交流するイベントを開催する。
 - ・地域の歴史や伝統文化についての学習会を開催する。

○地域ぐるみで健康づくりに取り組む。

- (例)
- ・地域で健康づくり体操を考案し、子どもから高齢者まで参加する体操教室を開催する。
 - ・ウォーキングコースを設定し、日常的な運動の場や地域住民の憩いの場として活用する。

○さまざまな分野での相互交流を行う。

- (例)
- ・地域文化サークルの相互交流や地域課題の合同学習会などを開催する。
 - ・多くの住民や団体が参加して、地域のシンボルとなるイベントを開催する。
 - ・多くの団体の連携により、伝統芸能など地域文化の継承をしたり、子どもの社会体験・しごと体験の機会をつくり、地域への愛着を持たせ、地域で働くことを考えるきっかけづくりをする。
 - ・地域外の団体やNPO法人とネットワークを組み、情報交換やフォーラムを実施し、それぞれが協力して活動することで地域課題の解決を図る。

○自然環境・貴重動植物の保全、不法投棄の未然防止活動などを進める。

- (例)
- ・ホタルやトンボの生息調査やビオトープづくりを通じて住民の環境保全意識を高める。

○食育を通して「食の安全・安心」を普及する。

- (例)
- ・料理講習会等を通して「食の安全・安心」を考える学習の機会づくりを行う。
 - ・伝統料理を若い世代に伝え、地域の農産物への理解を深めることにより、地域の食文化を伝承する。

◇ お問い合わせ・申請書提出先

不明な点はお気軽にお問い合わせください。

こころ豊かな美しい丹波地域推進会議 事務局

(兵庫県丹波県民局 県民交流室 県民課)

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原5600 丹波の森公苑内

TEL 0795-73-0690 / FAX 0795-72-0899

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）